平成19年第1回滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

招集年月日 平成19年3月29日(木曜日)

招集 場所 広域連合議会議場(滋賀国保会館4階)

会議に出席した議員(24名)

1番佐藤 賢 2番 松 田一義 富士谷 英 正 4番 6番 亘 宏 Ш 田 7番 國 松 正 一 8番 中 嶋 武 嗣 9番 山 﨑 甚右衞門 英吾 10番 谷 畑 11番 海 東 英 和 12番 中 村 功 13番 平 尾 道雄 14番 津 村 孝司 15番 澤 藤 直広 16番 Ш П 喜代治 17番 宇 野一 雄 18番 白 方 由美 19番 覚 山崎 義勝 20番 夏 原 2 1 番 山内健次 22番 南 部 厚志 23番 北 村 又 郎 2 4 番 岩 之 根 博 25番 二 矢 秀 雄 2 6 番 熊 谷 定 義

会議に欠席した議員(2名)

3番川島信也 5番伊庭嘉兵衞

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

 局
 長
 苗
 村
 藏
 光
 次
 長
 岡
 村
 謙
 平

 総務企画課長
 福
 井
 久
 総務企画課長
 玉
 冲
 貞
 彦

 補
 佐

## 議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

#### 追加日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 発議第1号から発議第3号 (滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について他 2件)
- 第6 議案第1号から議案第18号 (専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者 医療広域連合公告式条例)他17件)
- 第7 議案第19号から議案第33号 (滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条 例の制定について他17件)
- 第 8 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員 の選挙
- 第9 滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会 の同意を求めることについて
- 第10 滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の 同意を求めることについて
- 第11 滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意 を求めることについて

### 会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 発議第1号から発議第3号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について他 2件)

追加日程第6 議案第1号から議案第18号

(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者

医療広域連合公告式条例)他17件)

追加日程第7 議案第19号から議案第33号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条

例の制定について他17件)

追加日程第8 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員

の選挙

追加日程第9 滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会

の同意を求めることについて

追加日程第10 滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の

同意を求めることについて

追加日程第11 滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意

を求めることについて

開議 午後2時35分

## 議事の経過

## (開会)

事務局長(苗村藏光君) (午後2時35分) 失礼いたします。

本臨時会は、広域連合設立後、最初の議会でありますので議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、夏原覚議員が年長の議員でございますので、夏原覚議員に臨時議長を

お願いいたします。

夏原議員、議長席へひとつよろしくお願いいたします。

臨時議長(夏原 覚君) ただいま、ご指名をいただきました夏原覚でございます。

しばらくの間、議長をつとめさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、招集されました平成19年第1回滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会に当たり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時の議長の職務を行うことになりました。もとより議長選出までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力により、無事任務を果たしたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成19年第1回滋賀県後期高齢者医療広域連合議会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、24名、欠席議員は、2名。

欠席議員は、川島信也君、伊庭嘉兵衞君であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

なお、議事の進行につきましては、関係規則がまだ公布されておりませんので、それまでは、関係規則に準じて進行したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(夏原 覚君) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、これより議事進行は、関係規則により行います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

臨時議長(夏原 覚君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

(日程第2)

臨時議長(夏原 覚君) 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声あり)

臨時議長(夏原 覚君) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

臨時議長(夏原 覚君) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に、山﨑甚右衞門君を指名いたします。 お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました、山﨑甚右衞門君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議 長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

臨時議長(夏原 覚君) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、山﨑甚右衞門君が、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

山﨑甚右衞門君が議場におられますので、本席から会議規則(案)第33条第2項の規 定により当選の告知をいたします。

以上で臨時議長の職責は全部終了いたしました。長らくのご協力ありがとうございました。

### (議長交代)

議長(山﨑甚右衞門君)それでは一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、広域連合議会の議長という重責をお預か りさせていただくこととなりました、山崎でございます。

もとより微力ではございますが、この広域連合議会の円滑な運営を行い、住民の負託に 応えられるよう専心努力いたす所存でございますので、皆様方の絶大なるご支援、ご協力 を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

それではお諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております追加議事日程その1のとおり日程を

追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配布しております文書のとおりでございます。

(追加日程第1)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席と指定します。

(追加日程第2)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

第1番、佐藤賢君、第2番、松田一義君を指名いたします。

(追加日程第3)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(追加日程第4)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、山口喜代治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました、山口喜代治君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議 長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

よって、山口喜代治君が、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

山口喜代治君が議場におられますので、本席から会議規則(案)第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(追加日程第5)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第5、発議第1号から発議第3号までを一括議題といたします。

提案者である8番 中嶋武嗣君から提案理由の説明を求めます。

提出者(中嶋武嗣君) それでは、まず、発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について、ご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第120条の規定に基づき定めるものでございます。

この規則は、当広域連合議会の運営上、基本となるものであり、会議その他の手続き及び議会内部の規律を中心とした事項等を定めるものでございます。

議事の運営をスムーズにするため、第36条におきましては、2件以上の事件を一括して議題とすることができることとなっております。

また、議員の発言に関する事項については、第43条において規定しており、第1項では、会議において発言をしようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないとなっており、事前通告制となっております。

この発言通告書には、質疑については、その要旨を、討論については、反対・賛成の別及びその趣旨を記載していただくことになっております。

特に、議案に対する質疑の通告制につきましては、議員皆様からの質問に対し、明確な

答弁を求めることができるものと考えております。

なお、一般質問につきましても同様に文書で通告しなければならないと定めており、事 前通告制となっておりますのでご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、附則といたしましては、この規則は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、発議第2号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について、 ご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を 定めるものであります。傍聴人の定数、傍聴の手続き、入場の制限、傍聴人の守るべき事 項等について定めております。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、発議第3号、地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定 について、ご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、広域連合議会の権限に属する軽易な事項で、広域連合長において専決処分することができる事項について指定するものであります。広域連合職員に対する訴訟について、賠償を命ずる判決が確定した場合、5万円以下の賠償責任を免除する規定等となっております。

以上で、発議第1号から第3号までの提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議長(山﨑甚右衞門君) 次に、発議第1号から発議第3号に対する通告による質疑・ 討論はございません。よって、質疑・討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

採決の方法につきましては、会議規則(案)第68条の規定により簡易採決により行います。

お諮りいたします。

発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定については、原案のと おり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定については、 原案のとおり可決されました。 次に、発議第2号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定については、原 案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (異議なしの声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、発議第2号、滋賀県後期高 齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号、地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、発議第3号、地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。 (追加日程第6)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第6、議案第1号から議案第18号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

局長(苗村藏光君) 本日は広域連合長が不在のため、滋賀県後期高齢者医療広域連合 長の職務を代理する吏員を定める規則の規定によりまして、提出いたしました議案につき まして、事務局長のほうからご説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第18号までは、本年2月1日の滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い必要となる条例の制定、平成18年度の広域連合一般会計予算等について専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものでございます。

議案第1号から8号までは、広域連合の組織、職員の服務等についての条例を定めるものであります。議案第1号は、後期連合の条例等の公布について必要な事項を定めることについて、議案第2号は広域連合の休日を定めることについて、議案第3号は広域連合に事務局を置き、事務局に総務企画課を置くことについて、議案第4号は、設立当初の広域連合の事務局職員定数を9人とすることについて、議案第5号は、新たに地方公務員となった広域連合職員に服務の宣誓をさせる手続きについて、議案第6号は、広域連合職員の職務に専念する義務の特例について、議案第7号は、広域連合職員の勤務時間、休日等を定めることについて、議案第8号は、広域連合の非常勤の職員の公務災害補償等を定めることについてそれぞれ条例を制定したものであります。

議案第9号は、広域連合長他の職員の非常勤職員の報酬を定めることについて、議案第10号は、広域連合職員の旅費を定めることについて、議案第11号は、長期継続契約を締結することができる契約についてそれぞれ条例を制定したものでございます。

議案第12号は、2月1日の広域連合の設立から3月末までの間における平成18年度の広域連合一般会計予算について専決処分を行ったものでございます。議案第13号は、広域連合の公金の収納及び支払いを取り扱う金融機関として、株式会社滋賀銀行を指定することについて、議案第14号は、滋賀県市町村退職手当組合に加入することについて専決処分を行ったものであり、議案第15号及び議案第16号は広域連合職員の分限及び懲戒に関する手続き及び公開について滋賀県職員の例により取り扱うことについてそれぞれ条例を制定したものでございます。

次に、議案第17号は、広域連合議会の議決を要する契約、財産の取得等について条例を制定したのであります。議案第18号は、広域連合事務処理機器の賃貸借について平成18年度から23年度までのリース契約を締結するため、その債務負担を求めるため専決処分を行ったものでございます。

以上専決処分に関する議案18件につきまして議会の承認を求めるものであります。何とぞ適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長(山﨑甚右衞門君) 次に、議案第1号から議案第18号に対する通告による質疑・ 討論はございません。

よって、質疑・討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

採決の方法につきましては、会議規則第68条の規定により簡易採決により行います。 お諮りいたします。

議案第1号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認する ことにご異議ございませんか。

### (異議なしの声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号 専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第15号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第16号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第18号、専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、専決処分に つき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

#### (追加日程第7)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第7、議案第19号から議案第33号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

局長(苗村藏光君) ただいま提出いたしました議案につきまして、説明をさせていた だきます。

議案第19号は、広域連合議会の定例会の回数を年2回とすることについて。議案第20号は、監査委員が行う業務等を定めることについて。議案第21号は、広域連合に公平

委員会を設置することについてそれぞれ条例を制定するものであります。議案第22号から議案第25号までは、広域連合が行う行政手続、情報公開及び個人情報保護を適正に実施するための手続き等を定め、また、情報公開、個人情報保護審査会を設置するためそれぞれ条例を制定するものであります。

議案第26号から議案第28号までは、副広域連合長、広域連合議会の議員、出頭人等の報酬や費用弁償の額を定めることについてそれぞれ条例を制定するものであります。議案第29号は、財政事情の公表についてその手続等に関する条例を制定するものであります。議案第30号から議案第32号までは、先ほど専決処分のご承認をいただきました条例について、本年4月1日からの広域連合の組織拡充に伴います事務分掌や職員の定数について、本年4月1日からの広域連合の組織拡充に伴います事務分掌や職員の定数について、また、本日ご提案いたします監査委員等の行政委員の報酬を定めるため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。議案第33号は、平成19年度の広域連合の一般会計予算を定めるものであります。平成19年度一般会計予算においては、平成20年4月から施行されます広域高齢者医療制度の準備業務を円滑に実施するための経費を見込んでおりまして、予算規模としては3億6千万円を計上しております。その主な内容としましては、平成19年4月の事務局体制の拡充を含む広域連合職員の人件費、後期高齢者医療制度施行に向けた工法のための経費ならびに電算システム関連経費を計上したものでございます。以上何とぞ適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長(山﨑甚右衞門君) 次に、議案第19号から議案第33号に対する通告による質疑・討論はございません。よって、質疑・討論を終了いたします。

これより順次採決を行います。

採決の方法につきましては、会議規則第68条の規定により簡易採決により行います。 お諮りいたします。

議案第19号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定については、原案のとおり可 決されました。

次に、議案第20号、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定については、

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合監査委員条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会条例の制定については、 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合公平委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定については、 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合行政手続条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定については、 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合情報公開条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり 可決されました。 次に、議案第26号、滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、滋賀県後期高齢者医療広域連合出頭人の実費弁償に関する条例の 制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、滋賀県後期高齢者医療広域連合出頭人の実費弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、滋賀県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制 定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決さ れました。

次に、議案第30号、滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり 可決されました。

次に、議案第31号、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり 可決されました。

次に、議案第32号、滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成19年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号、平成19年 度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

### (追加日程第8)

議長(山﨑甚右衞門君) 次に、追加日程第8、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、選挙方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、川崎隆嗣氏、望月義久氏、森田 良一氏、髙村一良氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の 当選人と定めることにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、 川﨑隆嗣氏、望月義久氏、森田良一氏、髙村一良氏、以上4名の方が滋賀県後期高齢者医 療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位 横井照光氏、第2順位 西脇眞了氏、第3順位 池田義一氏、第4順位 松本満澄氏、以上の4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補 充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、第1順位 横井照光氏、第2順位 西脇眞了氏、第3順位 池田義一氏、第4順位 松本満澄氏が順序のとおり滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました方々に対しまして、会議規則第33条第2項の規定により、本職において文書により当選の告知をいたしておきます。

次に、お手元に配付いたしております追加議事日程その2のとおり日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

(追加日程第9)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第9、議案第34号、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

局長(苗村藏光君) 説明させていただきます。議案第34号は、広域連合の公平委員会委員として、長木昌一氏、濱野徹夫氏、大堀昌子氏の3人を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

議長(山﨑甚右衞門君)次に、議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第34号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員に、長木昌一氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員に、濱野徹夫氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員に、大堀昌子氏を選任することにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原 案のとおり同意することに決定いたしました。

(追加日程第10)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第10、議案第35号、滋賀県後期高齢者医療広域 連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、20番 夏原覚君の退席を求めます。

議長(山﨑甚右衞門君) 提案理由の説明を求めます。

局長(苗村藏光君) ただいま提出いたしました議案につきまして、説明をいたします。

議案第35号は、広域連合の副広域連合長として夏原覚氏、井上正氏の2人を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(山﨑甚右衞門君) 次に、議案第35号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第35号に対する討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、夏原覚氏を選任することにご異議ございませんか。

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、井上正氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案 のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時24分 再開)

議長(山﨑甚右衞門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第11)

議長(山﨑甚右衞門君) 追加日程第11、議案第36号、滋賀県後期高齢者医療広域 連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

局長(苗村藏光君) ただいま提出いたしました議案について説明をさせていただきます。議案第36号は、広域連合の監査委員として識見を有する者から選任する監査委員として内堀喜代治氏を、議会の議員から選任する監査委員として伊庭嘉兵衞氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(山﨑甚右衞門君) それでは、議案第36号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第36号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたしま す。これより採決いたします。

お諮りいたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に、識見者として、内堀喜代治氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に、議会選出として、伊庭嘉兵衞氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山﨑甚右衞門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、滋賀県後期 高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のと おり同意することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第1回滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会 いたします。たいへんご協力ありがとうございました。(午後3時26分 閉会) 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成19年3月29日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長夏原党

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 山 﨑 甚右衞門

署名議員 佐藤賢

署名議員 松田一義